

入札監理小委員会における審議の結果報告
民間競争入札実施要項（案）

厚生労働省
労災ケアサポート事業

「労災ケアサポート事業」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成29年3月までの3年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応等）を以下のとおり報告する。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

【主な論点】

委託費の支払方法、特に委託費の確定額や一般管理費の確定額の考え方が理解しにくいのではないか。

【対応】

図表や具体例を用いた、より分かり易い説明資料を添付した。

（実施要項案143頁）

2. 従来の実施状況に関する情報の開示

【主な論点】

新規参入者が必要経費の見積りを適切に実施できるように、訪問支援対象者の所在地情報を開示できないか。

【対応】

訪問支援対象者の個人情報保護に配慮しつつ、複数の市町村ブロックごとに、訪問支援対象者の分布状況を開示した。

（実施要項案38頁以下）

3. パブリックコメントへの対応について

平成25年8月22日から同年9月4日まで、意見募集（パブリックコメント）を行い、1者から1件の意見があった。

【意見】

本事業は、「介護保険法」によるものと重複する部分が多いのではないか。

【対応】

年齢による棲み分け基準（原則として、65歳未満は本事業、65歳以上は介護保険法による事業）が存在しており、重複はないことを回答において示す

こととした。

なお、かかる棲み分け基準の例外の存在が判明したことから、「65歳以上の者であっても、介護保険法に基づく『要介護認定』を受けられなかった者については本事業の対象となる」旨を実施要項に追記した。

（実施要項5頁）

以上